

2003-16

おまけ 信濃毎日新聞 2003.6.25

### ビデオ



こう分析したII写真。官庁が大きな権限を握り政治家の立案能力が低い、あるはずの政権交代がない、と指摘。「日本人は目的に向ける合理的な手段を、ポースだけの首相探る思考が欠け、お上に改革の中身を求めない国民にも責任がある」と。東工大大学院の橋爪大三郎教授(社会学)は二十四日、諏訪市での信毎セミナーで、経済の危機を乗り越えるためには、独自に情報を分析し判断する必要があると訴えた。

## 東京裁判は政治ショーだったのか

はしづめだいさぶろう  
橋爪大三郎 東京工業大学教授



東条英機首相以下、戦前・戦中のわが国の国家指導者二十八名をA級戦犯として起訴し、二十五名に有罪(うち七名に死刑)を判決したのが極東国際軍事裁判(いわゆる東京裁判)。この裁判の評価が決着しないため、何を考えようとしても、ここに議論が舞い戻ってくる。冷静に、この裁判のもつ意味をふり返ってみよう。

東京裁判について、一般に言われているのは、以下のことである。  
○裁判所の設置:日本と戦い、勝利し、日本を保障占領した連合軍(のマッカーサー

最高司令官)が、この裁判所の設置を命じた。条例(規則)の制定も同様。  
○法源:すでに確立された国際法(戦争法規)にもとづくB級、C級戦犯とは異なり、A級戦犯は、「平和に対する罪」「人道に対する罪」という、第二次世界大戦後に初めて唱えられた法源によって、罪を問うている。

○戦犯の罪状:一九二八年から一九四五年までの戦争を、A級戦犯として起訴されている日本の指導部は、共同で、計画し実行した。すなわち、侵略戦争を共同謀議し

た点で、有罪とした。

○判決の効力:日本の独立を認めたサンフランシスコ平和条約は、東京裁判の判決を織り込んでいる。したがって、この裁判の正統性と判決の効力を認めることは、独立後の日本の義務である。

これに対して、つぎのような批判がある。

●東京裁判はしよせん、勝者が敗者を裁く裁判である。すなわち、法の適用による正義の実現ではなしに、単なる復讐にすぎない。判事の選任も、中立国の判事がいない、国際法の専門家が一人しかいないなど、問題が多い。「一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ嚴重ナル処罰ヲ加ヘラルベシ」とあるポツダム宣言を日本は受諾したが、それは、確立した国際法にもとづく犯罪(すなわちB級、C級戦犯)を裁くと理解されている、A級戦犯の訴追は念頭になかった。

●「平和に対する罪」「人道に対する罪」は、第二次世界大戦が終わってから考え出された法(事後法)であり、それを遡及させて罪を問うのは誤りである。

●東京裁判の証拠調べでは、伝聞証拠を

採用し被告側の反対尋問ができないなど、きわめて不十分なもので、共同謀議の事実が証明されたとはいえない。

特に、インドのパール判事(東京裁判の裁判官の一人)は、多数意見に抗して、こうした見地から東京裁判を批判し被告の無罪を主張する少数意見を執筆し、公表した。

東京裁判が再び注目を集めるようになったのは、一九七八年、靖国神社に東条英機元首相らA級戦犯の「英霊」が合祀され、七年後に中曽根首相が参拝したことに、中国が抗議してからである。

### 天皇抜き裁判

ところで東京裁判は、ニュルンベルク裁判に倣ったものである。

ナチス・ドイツは、敗戦時にヒトラー総統が自殺し、国家として存在しなくなった。この点、政府や議会が存続した日本の場合と、異なっている。ナチス・ドイツのひき起こした戦争は、ヒトラー以下の指導部が一貫して計画し指令したものである。

特に、ユダヤ人迫害の残虐性が前例のないものだったので、「平和に対する罪」「人道に対する罪」を裁くため、ニュルンベルクに連合軍の国際軍事法廷が設けられた。ナチスの指導部は有罪となったが、合法的な命令に従っただけで、しかも当初は戦争に反対した国防軍は、裁かれなかった。

また、事後法であるなど、国際法上の疑問は、ナチスの犯罪性がいかに桁外れなものだったので、大きな声にならなかった。

こうした裁判の枠組みを、そっくりそのまま日本に持ち込んだため、無理が起きた。連合軍にしてみれば、大日本帝国は、全体主義の国家で、意図して侵略戦争を行ない、犯罪的な虐殺を行なったのでなければならなかった。三十万人が犠牲になったとされる「南京大虐殺」も、そのような文脈で事実と認められた。東京裁判は、日本が将来にわたって再び軍事的な脅威とならないための、戦後処理の一部だった。いっぽう日本側にしてみれば、この期間、政府の指導的地位に終始ついていた人物は誰もおらず、侵略の共同謀議もありえなかつ

た。戦争は、その場その場の判断となりゆきで、拡大していった。対米英戦争は、「自衛」のための戦争で、通常の国家主権を行使したものにはすぎない。

ナチスの場合と異なって、たまたま国家（政府や軍）の指導的地位にあった職員が、「平和に対する罪」「人道に対する罪」の名のもとに、A級戦犯として訴追されたのである。

もうひとつの事情は、天皇の責任問題である。この期間、ずっと国家の指導的地位にいた人物を強いて探せば、それは昭和天皇ただ一人だった。そこで、天皇抜きに東京裁判が行なわれ、被告が有罪になれば、天皇の免責が確定したのと同じである、という文脈が生まれた。東京裁判の被告たち

が、審理の進め方と自分の罪状を納得したのは、このような含意があったからだ。

こうして、東京裁判は、純然たる裁判というよりも、裁判のかたちを借りた政治ショーのようなものとなった。結論（有罪）はわかっていた。侵略戦争を起こした日本が悪く、それを打ち破った連合軍は正しいと、日本国民を教育する。そして、正義は貫かれたと、関係諸国を納得させる。第二次世界大戦の戦後処理のために、東京裁判はどうしても必要だった。

だが、状況は変わった。当時なら誰でも納得した東京裁判は、半世紀ののち、困った歴史の置き土産のようなものになっている。日本を武装解除したアメリカは、手の平を返すように自衛力の整備を求め、冷戦

後は、日本が同盟国として、アメリカと協調して積極的に行動できないことにいらだっている。東アジア諸国の発展はめざましく、新しい関係が築かれるべきだが、歴史問題がネックになって、ぎくしゃくしている。いちど確定した裁判は、状況が変わっても、効力を持ち続ける。もういい加減にしろと、いくら日本人が思っても、それだけでは過去から逃れられない。

靖国神社のA級戦犯に、象徴的に表れているこの問題を、整理してみよう。こまごまとした東京裁判の法学論争や、靖国神社の宗教論争、憲法論争に立ち入るかわりに、みておくべき議論の骨格は何か。

靖国神社は「国事殉難者」、すなわち、国家のために生命を捧げた公務従事者やボ

ランティア（志士）を祀っている。A級戦犯は、国家の職務を遂行していて敵国に殺され、死刑になった人びとだから、国事殉難者にあたる。こういう理由で、靖国神社は合祀を行なった。一理あると言うべきである。

A級戦犯となったのは、政府職員として、通常の職務に従事していた人びとである。職務上、判断を誤ったかもしれないが、それは「平和に対する罪」「人道に対する罪」とは違うのではないか。

日本はなぜ、中国大陸に戦線を拡げ、対米英戦争に踏み切ったのか。明確な見通しも、戦略もなかったと、歴史学者は言う。指導者たちは状況に流され、無責任に現状を追認しただけだと、丸山眞男は言う。

「空気の」支配を逃れられなかったと、山本七平は言う。これらは、通説である。要するに、社会システムに制度的な欠陥があり、戦争を回避できない仕組みになっていた。特定の誰かが戦争を意図してひき起こすことも、反対に阻止することも、不可能な状況だった。戦争に協力したのかと言えど、誰もが、程度の差こそあれ、積極的に

戦争に協力した。それなら、政府職員の間々人をつかまえて、戦争の責任を問うのは適切でなからう。

そればかりではない。A級戦犯の筆頭にあげられる東条英機が首相となったのは、戦争を回避するためだった。天皇の意向を受け、就任から開戦までの期間、東条首相は全力を尽くした。猪瀬直樹が明らかにしているように、これも通説と言ってよい。東京裁判がつくりあげたイメージと歴史の実像とのあいだには、ときに大きなギャップがある。

### 日本を牽制するツール

日本人の多くがこういう認識をもつようになる。A級戦犯に対する感覚は、ドイツ国民がナチスやヒトラーに対して抱くのと違ってくる。学校秀才で勤勉で、組織の一員として忠実にふるまった東条英機。言ってみれば、ふつうの人間である。彼が有罪なら、日本人はみな有罪なのではないか。たしかに当時の日本は、戦争マシーンと化していた。だがそれでも、議会と普通選

挙をともなった法治国家であり、合法的で正統な政府をもち、そのもとで多くの人がとが公共の職務（政務や軍務）についていた。このことが「犯罪」であるのなら、同じ理由で、戦後の日本も否定しなければならなくなる。東京裁判で裁かれたことの内実は、不当ではないのか——。これが、いっぽうの理屈である。

そうではあっても、東京裁判が、戦後の世界秩序の出発点になっているという事実がある。戦争マシーンと化した日本は、中国を侵略し、アジア一帯に災厄をもたらした。このことの責任は、戦争法規に違反した個々の軍人（B級、C級戦犯）を処罰するだけでは、追及できない。国家の意思形成にかかわる指導者の、責任を問わなければならない。そのため、ごく少数のA級戦犯が、罪に問われ、有罪となった。これは、アジア諸国が日本を赦すために必要なことであり、また、まことに寛大な処置ではないか。A級戦犯となった個人がどういう人物で、どういう行動をとったか、それはこの際、本質的ではない。彼らの地位と権限が問題である。東京裁判は、日本が

不当な戦争をしたことを立証する、唯一の公式なかたちなのだ。この裁判の結果を受け入れ、歴史認識を継承していくことは、国際社会に対する日本国民の義務である――。これが、もういっぽうの理屈である。

東京裁判を考えることが困難なのは、このどちらの理屈も十分に合理的で、説得的であるのに、互いに矛盾して、両立しがたいからである。手軽に矛盾を逃れようと、前者に立ち、後者を放棄すれば、傲慢なナショナリズムとみなされ、国際社会で孤立する。後者に立ち、前者を放棄すれば、公共性を支える道徳と規範の根幹が失われ、民主主義が空洞化する。両者をどちらも手放さず、その矛盾に苦しみながら、その先

に進もうとする試みだけが、価値があると私は思う。

かつての戦勝国であるアメリカと中国が、仮にA級戦犯の人びとの再評価(名譽回復)に同意してくれば、日本としてはまことに好都合だ。矛盾はほとんど解消する。歴史上の人物の評価が玉虫色なのは、よくあることだ。中国は毛沢東の評価に困って、功績七分、誤り三分、などと言っている。けれども、当面、そうした再評価は望みうすである。日本に対する警戒感がどこかある限り、東京裁判は、日本を牽制するツール(孫悟空の頭の輪)のようにはたらく。

そうすると残された道は、東京裁判の結論(国際社会への約束)と、歴史の真実と

の板ばさみ状態を、そのまま維持することだろう。そしてそこから、新しい戦争責任論を構築することだろう。日本はなぜ、戦争マシンと化したか。その責任を第一義的に、A級戦犯にも、ほかの誰か(たとえば天皇)にも求めないとすれば、当時の意思決定システムと、それを許容した当時の日本国民(そして、その正統な後継団体である、主権者たる日本国民)に求めるしかない(天皇に戦争責任を求めるべきでないことについては、加藤・竹田・橋爪『天皇の戦争責任』径書房で詳説した)。

この観点から考えるなら、靖国神社と別に、新しい追悼施設をつくるのは、よい考えではない。A級戦犯を「分祀」して切り離し、国際社会の反感をなだめようとする

のは、なおさらよい考えではない。

この問題に、簡単な解決はない。しかし、希望はある。東京裁判は、日本に対する警戒と不安と非難から生まれたものだ。だから、日本の国家システムに対する信頼が揺るぎないものになれば、時間はかかっても、必ず問題は解決する。戦後半世紀あ

まりが経過した。日本が、警戒と不安の対象でなく、信頼すべき国家だとみなされる

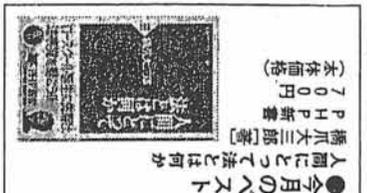
ようになれば、A級戦犯の問題をむし返すことは誰にとっても利益がなくなる。東京裁判自体が、やがて完全に過去のものとなるだろう。そのための地道な努力を続けることである。

BOOK PLAZA

【今月のベスト】(2月)

橋爪三郎「人間にとって法とは何か」(P15新書)

ホテルなどの結構で「〇家××家御精進披露」という看板が掲げられる。また、画家の親が金庫の前で花婿花嫁と共に並ぶ。く有り触れた光景だ。これを大新聞で「憲法違反」と糾弾した人がいる。「憲法が否定した家制度が、脈々と生きている」と証言しているのだ。この論者はまた「憲法は、裁判の除適用するルールである以前に、市民が行動を決めるためのルールとして社会的に用いられている。そういう眼でみる時、日本の社会には、まだまだ憲法に違反する行動をする人が多い」とも述べている。法律の素人による投書ではない。有名な件を手掛けた元検事であり、理役の弁護士だ。橋田「憲法違反な人」朝日新聞二〇〇



●今月のベスト  
人間にとって法とは何か  
橋爪三郎著  
PHP新書  
700円  
(本体価格)

〇一年五百「百竹夕刊」

彼は「憲法とは何か」「憲法の規定を護守しなければならぬのは誰か」「憲法に違反できるのは誰か」という基本中の基本をまったく理解していない。このレヴェルで検事や弁護士は務まるのである。驚くべき面ではあるまいか。

本書には、これとまったく対照的な憲法の考え方が示されている。「皆さんは、憲法に違反することはできません」と証言しているのだ。たとえば憲法には、人権を尊重し、まっとう書いてあります。ついで、子どもに体罰を加えました。人権を無視してしまつた。憲法に違反してしまつた。どうしよう。警察につかまるとはいないか。――このういふことを心配したことはありませんか。それと、日々憲法とは無関係に暮らしておられますか。

おられる。実は、憲法と無関係に暮らしている、というのが正しい態度なのです。うまでもなく、後者の憲法観が正統である。憲法の本義は、国民の名による統治(権力)政府、地方公共団体)に対する命令である。憲法の規定を守る義務がある(憲法に違反することのできる)のは、「私人」



宮崎哲弥  
完全読破  
今月の新書  
教養人が平易に語る歴史の醍醐味から、好評「悪のシリアスな歴史」を、暗い熱を孕んで好事家総集のクラシック名盤「イマ」まで、豊作の目を制したの歴史、社会学者の洞見が光る法思想史の市民向け読書

間効力」が認められる例外を除いて、公務員だけでなく、市民が行動を決めるためのルール」などは断じてない。

著者、橋爪三郎は法学者でも法学者でない。社会学者である。にも拘らず、近代法のプリンシプルが完全に咀嚼され、思考に根づいているため、確度が高い。本書の目的は、法的思考の開発や訓練ではなく、法現象の原理に関する最低限の常識の共有にある。そういう意味で、法理学や法社会学および法思想史の市民向け読書と考えると考えて間違いない。

こういう発想は、法倫理の思考態度に囚われていてなかなか出てこない。法倫理の側からのアプローチも難しいだろう。「諸学のアウトサイド」である社会学者ならではの洞見なのである。ところが中国の思考伝統における法と法倫理(統治権力の人民に対する命令)に他ならなかった。近代憲法とは命令の方向が正反対なのだ。

しかし、多くの日本人は、こちらの考え方に親しみを覚えるのではないだろうか。私達は自身のないままに、中道的な法倫理に馴染んでしまっている。だから、有事関連の法倫理の整備は競争国家への道を導くか、憲法に義務事項を増設すべきといった欧米の常識からすると顛倒した議論が横行することになるのだ。「法が権力から人民を守る」といわれるという感覚がないのである。こうした土壤の上に「官民格別」「豊格一」の特殊な統治システムを組ませてしまったために、いまに至り、さまざまな場面で破綻や機能不全が起こっている。それ故、各分野における構造改革や憲法改正が喫緊の国家的課題となっているのである。